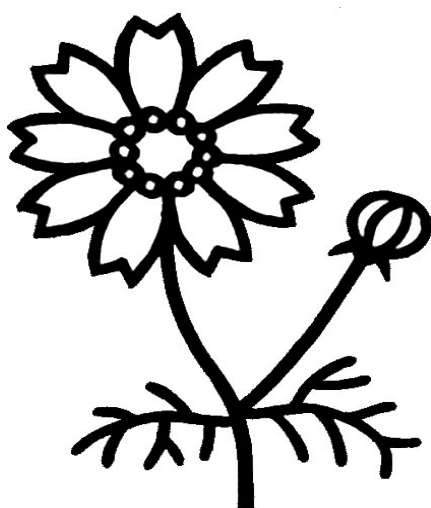


高齢者見守りネットワーク事業 対応マニュアル



茂 原 市

令和 4 年 3 月改訂版

【目 次】

1. 事業の趣旨	・・・1
2. 事業の内容	・・・1
3. 協力機関・協力事業者とは	・・・1
4. 事業への参画について	・・・1
5. 個人情報について	・・・2
6. 公表について	・・・2
7. 免責について	・・・2
8. こんなときに連絡をしましょう	・・・3～4
9. 対応の手順	・・・5
10. 連絡先	・・・6～7
参考：高齢者見守りネットワーク連携図	・・・8

1. 事業の趣旨

○地域で高齢者を支えていくという地域ケア体制の整備の一環として、市と協力機関・協力事業者が覚書を締結し、高齢者に対する見守りを行うことにより高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられると共に、孤独死・孤立死や認知症高齢者の増加、虐待などの諸問題を予防します。

2. 事業の内容

○協力事業者は、特別に何かをするということではなく、業務を遂行するにあたり、訪れた高齢者宅で異変に気付いたり、高齢者から助けを求められた場合に、市や地域包括支援センター、協力機関に通報して頂き、安否確認や必要に応じた支援につなげるなど早急に対応できるようにするものです。

○また、段階を踏んで協力事業者を増やすと共に、長寿クラブのような地域での活動を行っている団体等にも働きかけるなどネットワークの充実を図ります。

3. 協力機関・協力事業者とは

○協力機関とは、警察など緊急時に対応することを業務としている機関のことです。

○協力事業者とは、この事業に賛同していただいた企業や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの団体のことです。

（一覧表は茂原市ホームページに掲載）

4. 事業への参画について

○協力事業者は、市と覚書を締結することで本事業に参画することができます。

○ただし、以下に該当する事業者及び業種等は、本ネットワークに参画することはできません。

- ・各種法令に違反している事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由がある事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- ・その他市長が協力事業者として参画することが不適当と判断した事業者及び業種

5. 個人情報について

- 個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茂原市個人情報保護条例（平成17年茂原市条例第2号）の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとしします。
- 協力事業者及び協力団体等は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩しないください。
- 個人情報の取り扱いは、この事業の構成員でなくなった後も同様とします。

6. 公表について

- 本ネットワークに参画した事業者は、名称等を市のホームページ等により公表します。
- ただし、協力事業者が公表を希望しない場合、公表しないこともできます。

7. 免責について

- 協力事業者は、市や地域包括支援センター、協力機関に通報ができなかった場合又は遅れた場合であっても、当該高齢者に生じた問題等について、その責務を負わないものとします。

8. こんな時に連絡をしましょう

見守りチェック表

【安否確認】	市役所 包括	警察	消防
最近、近所づきあいがなくなり、外出しなくなっている	○		
最近、元気がなく、外出の機会が減ってきている	○		
最近、町内会、老人会、ふれあいサロン等の行事に参加しなくなった	○		
洗濯物が数日間干したままになっている	○		
数日間、暗くなっても家に灯りがつかない	○		
数日間、窓・カーテン・雨戸が開閉された様子がない	○		
新聞・郵便物が数日分溜まっている	○		
新しく転入してきたが、近隣との付き合いがなく姿を見かけない	○		
ここ一週間以上姿を見かけない	○		

【虐待】	市役所 包括	警察	消防
いつも同じ服を着ており、汚れたり破れている（異臭がする）	○		
「お金を貸して欲しい」「年金を自由に使えない」と相談を受けた	○		
最近、「食事を取らせてもらえない」などの相談を受けた	○		
家を訪ねても家族が面会を断る	○	○	
最近、自宅から怒鳴り声や物を投げつける音が聞こえる	○	○	
あざや傷が見られ、理由を聞いてもはっきりしない	○	○	
今、暴力を受けている		○	○
今、体調不良で助けを求めてきている			○
今、怪我などで助けを求めてきている		○	○

【生活支援】	市役所 包括	警察	消防
認知症や寝たきりの家族を抱えて、介護者から疲れたと相談を受けた	○		

【生活支援】	市役所 包括	警察	消防
病気がちで床につくことが多く、困っていると相談を受けた	○		
高齢者のみで構成されている世帯で、どちらも（どちらかが）病気で困っていると相談を受けた	○		
介護者が病気で病院にも行けずに困っていると相談を受けた	○		
1人暮らしを続けることが難しくなってきたと相談を受けた	○		
買い物、食事、布団干しなど日常生活に困っていると相談を受けた	○		
最近、急激に痩せてきた	○		
福祉サービス（ヘルパーなど）が必要と思われる人がいる	○		
福祉サービス（ヘルパーなど）が必要と思われるが拒んでいる人がいる	○		
住んでいるのに、庭や畑が荒れている	○		
ゴミが放置され、異臭がする	○		
体調を崩しているが病院に行きたがらない	○		

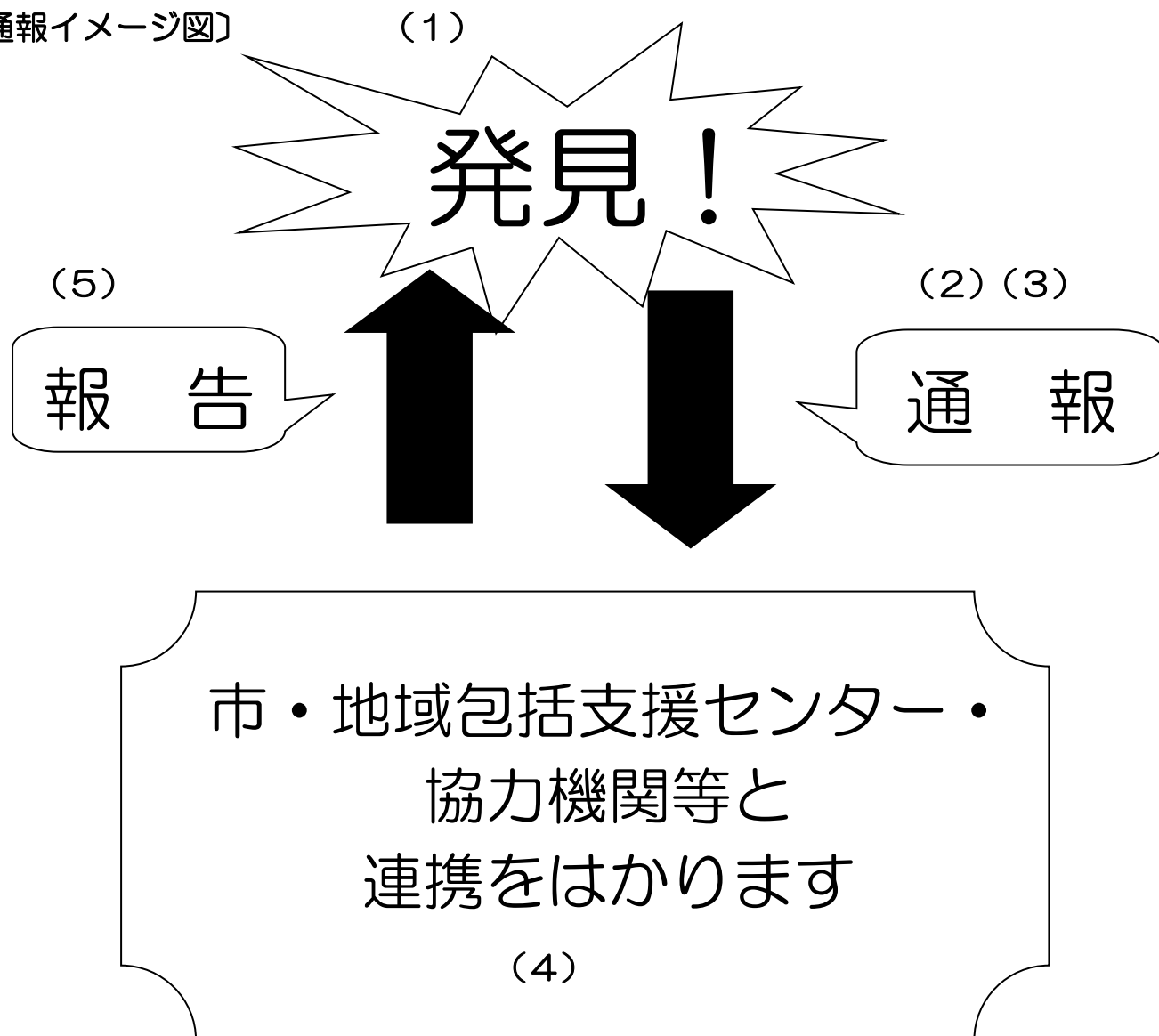
【認知症疑い】	市役所 包括	警察	消防
「物を盗られた」など被害を受けたという話をよくするようになった	○	○	
最近、物忘れが多くなり、同じ事を繰り返している	○		
最近、知らない車が頻繁に出入りしている	○		
最近、道に迷ってしまい何度か自宅に送り届けられている	○	○	
最近、約束の日時や場所を間違えるようになってきた	○		
通帳やカードを紛失したと再発行を求めてくることが頻繁にある	○		
暴言を吐くなど、性格が急に変わってきた	○		

※これらにチェックがついても、必ず見守りが必要とは限りませんが、このような方が見守りの必要と考えられる一例です。
目安になると思いますのでご活用ください。

9. 対応の手順

- (1) 業務中に異変に気付いた場合、見守りチェック表を見て連絡先を判断してください。
- (2) 連絡先を確認し通報してください。
※1人で判断することが難しい場合はどのようにするのか、事業所内で決めておいてください。
- (3) 情報提供をします（分かる範囲で構いません）。
※例：名前、性別、生年月日、日時、住所（場所）、どのような状態、
以前と違うと判断したこと・・・など
- (4) 連絡を受けた市役所、地域包括支援センター、協力機関は速やかに対応します。
- (5) 通報元に報告します。
※状況によっては報告をしない場合もあります。

〔通報イメージ図〕



10. 連絡先

【市役所・地域包括支援センター】

名称	所在地	連絡先	担当地区
茂原市役所 高齢者支援課	茂原市道表1番地 市役所2階⑤番窓口	0475-20-1572	
茂原市基幹型 地域包括支援センター (茂原市役所地域包括支援室)	茂原市道表1番地 市役所2階⑥番窓口	0475-20-1583	
茂原市もばら 地域包括支援センター	茂原市千代田町1丁目 7-22	0475-22-3007	【茂原地区】 (茂原) 茂原、高師、高師町1～3、萩原町1～3、上林、鷲巣、上茂原、箕輪、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、大芝1～3、千代田町1～2、八千代1～3、道表、東部台1～4、小林飛地、中部、茂原西、高師台1～3、町保
茂原市みなみ 地域包括支援センター	茂原市下永吉880	0475-20-2626	【南地区】 (五郷) 早野、綱島、中善寺、石神、八幡原、六田台、緑町、長清水 (鶴枝) 上永吉、下永吉、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛、中の島町

名称	所在地	連絡先	担当地区
茂原市ほんのう 地域包括支援センター	茂原市本納 2818-1	0475-36-2123	【本納地区】 (新治) 上太田、下太田、大沢、 柴名、桂、吉井上、吉井 下 (本納) 本納、榎神房、高田、小 萱場、法目、西野 (豊岡) 萱場、弓渡、栗生野、御 蔵芝、清水、千沢、南吉 田
茂原市ちゅうおう 地域包括支援センター	茂原市小林 2004-1	0475-26-7525	【中央地区】 (二宮) 国府関、真名、山崎、押 日、黒戸、庄吉、芦網、 緑ヶ丘 1~5 (豊田) 長尾、大登、小林、渋谷、 腰当、北塚、ゆたか (東郷) 千町、六ツ野、木崎、谷 本、本小轡、小轡、新小 轡、七渡、東郷、中之郷 飛地、川島飛地

【協力機関】

名称	所在地	連絡先	担当地区
千葉県茂原警察署	茂原市早野新田 7	0475-22-0110	
長生郡市 広域市町村圏組合 消防本部	茂原市茂原 598	119	

高齢者見守りネットワーク

協力事業者が業務を遂行するにあたり、訪れた高齢者宅で異変に気付いたり、高齢者から助けを求められた場合に市や協力機関に通報し、安否確認や必要な支援につなげるためのネットワークです。

